

札幌市人口減少対策推進本部設置要綱

〔 平成 27 年 6 月 4 日 市長決裁
令和 2 年 6 月 19 日 一部改正 〕

(目的)

第 1 条 本市における人口減少に関する対策を全庁的に推進するため、札幌市人口減少対策推進本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 対策本部は、次の事項を協議する。

- (1) 人口減少対策に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) 人口減少対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、人口減少対策に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職にある者をもって充てる。

| | |
|-------|--|
| 本 部 長 | 市長 |
| 副本部長 | 副市長 |
| 本 部 員 | 危機管理対策室長、総務局長、市長室長、まちづくり政策局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、保健福祉局高齢福祉担当局長、保健福祉局医務監、子ども未来局長、子ども未来局児童相談所担当局長、経済観光局長、経済観光局観光・M I C E 担当局長、環境局長、建設局長、下水道河川局長、都市局長、交通事業管理者、水道事業管理者、病院事業管理者、区長会議代表幹事、教育長 |

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 対策本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、前条第 1 項の表に掲げる本部員以外の職員を推進本部の会議に出席させることができる。

(幹事会)

第 5 条 対策本部に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職にある者をもつて充てる。

| | |
|-----|---|
| 幹事長 | まちづくり政策局政策企画部長 |
| 幹 事 | 危機管理対策室危機管理対策部長、総務局行政部長、総務局改革推進室長、総務局広報部長、総務局職員部長、まちづくり政策局都市計画部長、財政 |

| | |
|--|--|
| | 局財政部長、市民文化局地域振興部長、市民文化局男女共同参画室長、スポーツ局スポーツ部長、保健福祉局総務部長、保健福祉局高齢保健福祉部長、保健福祉局保健所長、子ども未来局子ども育成部長、子ども未来局子育て支援部長、子ども未来局児童相談所長、経済観光局産業振興部長、経済観光局国際経済戦略室長、経済観光局観光・MICE推進部長、経済観光局雇用推進部長、環境局環境事業部長、建設局総務部長、建設局みどりの推進部長、下水道河川局経営管理部長、都市局市街地整備部長、交通局事業管理部長、水道局総務部長、病院局経営管理部長、区長会議代表幹事区の市民部長、教育委員会生涯学習部長、教育委員会学校教育部長 |
|--|--|

- 3 幹事会は、対策本部の事務を補佐する。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、第2項の表に掲げる幹事以外の職員を幹事会の会議に出席させることができる。
- 6 幹事長は必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、まちづくり政策局政策企画部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営について必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。